

真に持続可能なプラスチックリサイクル制度についての要望

プラスチックのリサイクル制度については、令和2年7月21日に開催された「産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会 プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ、中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会 合同会議」（以下、「合同会議」という。）において、新たに「プラスチック資源」という分別区分を設け、プラスチック全般を一括回収していく方向性が示されたところである。

世界的にプラスチックごみ問題が深刻化するなか、回収を行うプラスチックの対象を拡大し、循環型社会の構築につなげようとする考え方には賛同するものであるが、今後の制度設計にあたっては、効率的なプラスチック資源のリサイクル体制のあり方や、温室効果ガスの削減効果を詳細かつ具体的に分析・検証するなど、回収を行う自治体はその効果を認識した上で継続的に実施可能なものとする必要があると考えており、以下のとおり要望する。

- 1 プラスチック資源の円滑な循環推進のためには、リサイクル効果やコストなどの情報を、自治体、事業者、市民などリサイクルに携わるすべての関係者が正しく理解することが重要であることから、リサイクル形態ごとのコスト、天然資源投入量、温室効果ガス発生量、最終処分量などを国が調査・分析し、その評価を含め公表すること。
- 2 プラスチック資源一括回収の推進により、回収するプラスチック資源の量が従来より大幅に増加することから、新たな分別回収体制の創設、リサイクル設備の処理能力の確保や、リサイクル施設が近隣にない場合、中継施設の整備が必要になることなどが見込まれる。これらへの対応について、自治体に財政負担を生じさせることのないよう必要な財源措置を講ずるとともに、民間リサイクル事業者等も含めた処理能力の確保に、国は責任を持って取り組んでいくこと。
- 3 「合同会議」において、自治体とリサイクル事業者で重複している選別等の中間処理の一体的な実施を可能にすることなど、現在課題となっている自治体の費用負担の緩和につながる方向性が示されたことは評価できる。しかしながら、プラスチック資源循環を一層推進し、持続可能な体制としていくためには、拡大生産者責任の原則に基づき、選別保管のみならず分別収集も含めた

すべてのリサイクルコストを事業者負担とするとともに、事業者による発生抑制等のインセンティブをより働かせる観点からも、それらのコストが製品価格に内部化されるような仕組みが不可欠であり、この点を十分に考慮すること。

- 4 回収したプラスチックの処理については、各自治体が地域の状況に応じて責任を持って取り組んでおり、そのうち一部の自治体においては、清掃工場で焼却し、熱回収（発電を含む。）を行っているところである。これは、地域の処理施設の状況、分別回収や中間処理に伴う費用、熱回収により新たに創出される価値、環境への配慮などを総合的・合理的に判断して選択したものであり、有効な資源循環として認められるべきものである。

したがって、プラスチック資源の回収・リサイクルを推進するにあたっては、全自治体に対して一律に適用する制度ではなく、自治体が主体的に処理方法を選択できるような仕組みとすること。なお、制度の構築にあたっては、自治体の判断・準備期間を十分に確保し、性急な実施は避けること。

- 5 「合同会議」において示された自治体の分別努力に応じたインセンティブ等の導入については、各自治体の取組みを最大限尊重し、検討すること。また、熱回収などを前提に施設更新等に着手している自治体については、施設整備に関する財政措置に影響がないよう配慮すること。

令和2年8月27日

環境大臣

小泉進次郎様

千葉市長	熊谷俊人
静岡市長	田辺信宏
福岡市長	高島宗一郎
船橋市長	松戸徹
習志野市長	宮本泰介